

令和 8 年 2 月 20 日  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について（2）

関東地方整備局は、ReBORN GROUP 株式会社（神奈川県横浜市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本（内線：2511）

○契約課 課長補佐 大平（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木（内線：5880）

経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者         | 住所                     |
|------------------|------------------------|
| ReBORN GROUP株式会社 | 神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目3番1号 |

### 2. 指名停止措置期間

令和8年2月20日から令和8年3月19日まで（1ヶ月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、令和5年12月から令和7年5月までの間に神奈川県内で請け負った電気工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な工事の範囲を超えて、工事を請け負う契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第2項第2号に該当するとして、神奈川県知事より監督処分（指示）を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして神奈川県知事から監督処分（指示）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第13号>

| 措置要件  | 期間                   |
|---|----------------------|
| （建設業法違反行為）<br>13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 | 当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内 |